## 連載

## 会計基準のコンバージェンスへの取組み



# 企業会計基準委員会と 国際会計基準審議会との 第14回共同会議の概要

企業会計基準委員会研究員 吉岡 亨

#### I はじめに

企業会計基準委員会(ASBJ)と 国際会計基準審議会(IASB)は、 2011年10月30日と11月1日の2日間 にわたり、ロンドンのIASBオフィ スで第14回目の共同会議を行った。 今回は、2011年7月から新たに IASBの議長となった Hans Hooger-vorst議長との間の初の会合となった。 ASBJからは西川委員長、加藤 副委員長、新井副委員長及びスタッフが参加し、都委員、野村委員、関根委員ほかスタッフも東京のASBJ のオフィスからテレビ会議システム

を通じて参加した。IASBからは Hoogervorst議長のほか、Mackintosh 副議長、Cooper理事、鶯地理事が参 加し、ディレクターをはじめ、IASB のスタッフも多数参加した。以下、 この第14回共同会議の概要を紹介す る。なお、文中の意見にわたる部分 は筆者の私見である。

#### Ⅱ 全体のスケジュール

日時	議題	主な内容
10月30日 午前	ASBJアップデート	・ ASBJにおける最近の活動状況
	IASBアップデート	・ 各プロジェクトの状況
	アジェンダ協議	・ IASB意見募集に対する暫定的な見解
午後	金融商品(減損)	<ul><li>3種類のバケット</li></ul>
		・ バケット間の移転
	収益認識	・ 一定の期間にわたり充足される履行義務の要件
	IFRSの解釈上の問題	・ IFRSの解釈上及び実務上の問題への対応
11月1日 午後	リース	・ 貸手の会計処理
	投資企業	・ IASB公開草案に対する暫定的な見解

#### Ⅲ 各セッションの概要

#### 1. ASBJの活動状況のアップデート

西川委員長より、次の項目を中心 にASBJにおける最近の活動状況に ついて説明がなされ、意見交換が行 われた。

- 国際財務報告基準 (IFRS) を取り巻く最近の状況 (企業会計審議会の検討状況など)
- IFRSの適用に関する日本の関係 者の懸念
- 東京合意の達成状況

・ ASBJとIASBの今後の関係の強化 上記のほか、米国証券取引委員会 (SEC)が予定しているIFRSに関する 意思決定の動向や、その影響につい ての意見交換も行われた。Hoogervorst議長からは、日本と米国との コンバージェンスの状況に関する類 似性や、日本の検討状況に関する影 響の重要性などが挙げられ、また、 IFRSに対する日本の関係者の懸念 や、企業会計審議会での議論の状況 などに関する説明への理解も示された。

## 2. IASBの活動状況のアップデート

IASB側から、金融商品、収益、 リース、保険契約など各プロジェク トの状況とIASBの作業計画¹の概要 について説明がなされた。

ASBJ側からは、これに関連して、 日本において、IFRS第9号の再検 討(リオープン)の要否への関心が 高いことなどが紹介され、意見交換 が行われた。再検討の要否について は、債券等の償却原価測定と金融危 機との関係、保険会計のボラティリ ティの問題、FASBとのコンバージェ ンスといった点の考慮が必要であろ うとの意見がIASB側からあった<sup>2</sup>。

### 3. アジェンダ協議

IASBは、2011年7月に、IASBの将 来の作業計画の戦略的方向性につい て幅広く意見を求めることを目的と して、「アジェンダ協議2011-意見 募集」を公表している。この意見募 集について、ASBJ側から、現時点に おけるASBJの暫定的な見解について 説明がなされ、意見交換が行われた。

まず、全体的な見解として、以下 の項目が示され、それらについて、 IASBが今後より焦点を当てて取り組 むべきと考えていることが紹介された。

- 「既存のIFRSの維持管理」の重 視(これには、安定的なプラット フォーム構築の必要性、適用後レ ビューの範囲の拡大と充実、ガイダ ンスの充実といった項目が含まれる)
- 概念フレームワークの改善
- ・ 開示フレームワークの確立、全 体的な開示内容及び量の見直し IASB側からは、安定的なプラッ

トフォームの構築の必要性などへの 理解が示されると同時に、適用後レ ビューの拡大・充実との間の両立の 難しさについての意見などもあった。

個別のアジェンダ項目については、 ASBJ側から、今後、単一のプロジェ クト又は適用後レビューの一環とし て取り上げるべきものとして、主に、 以下の項目を考えていることが紹介 され、意見交換が行われた。。

- その他の包括利益(OCI)とり サイクリング
- 公正価値測定の適用範囲
- 開発費の資産計上
- のれんの非償却

#### (1) OCIとリサイクリング

ASBJ側から、この項目について は、最優先項目のアジェンダとして 取り上げるべきであるとの意見が示 され、その際の進め方として、以下 の2つの案が紹介された。

- 根本的な対応として、概念フレー ムワークの関連するフェーズにお ける論点の1つとして利益概念を 整理する。
- ・ 当面の対応として、当期純利益 が表示されることを前提とした場 合に、OCIに含まれるすべての項 目について、その後に当期純利益 にリサイクルすべきか否かを検討 するプロジェクトを設ける。

IASB側からは、株式の選択的な 売却による利益管理の懸念などもあ り、取組みが難しい課題ではあるが、 重要な課題と認識しているとの意見 があり、OCI、当期純利益、リサイ クリングの定義付けの重要性などが 挙げられた。

ASBJ側からは、そうした懸念は 承知しているものの、当期純利益の 概念を使用する限りリサイクリング は不可欠と考えているとの意見が示

され、また、IAS第19号「従業員給 付」の修正(2011年6月公表)で、 年金費用の一部(再測定部分)をリ サイクルしない取扱いが設けられた ことへの懸念なども挙げ、意見交換 が行われた。

#### (2) 公正価値測定の適用範囲

ASBJ側から、現行のIFRSにおけ る以下の項目に関する不整合な取扱 いを指摘するとともに、公正価値測 定に関連して日本の市場関係者から 挙げられている懸念が紹介された。

- ・ 固定資産の再評価モデル
- 投資不動産の公正価値測定
- 農業の公正価値測定
- 非上場株式の公正価値測定

この点について、IASB側からは、 概念フレームワーク上、どの範囲で 公正価値測定を用いるべきかの考え 方が明らかでなく、測定のフレーム ワークに関連する論点でもあり、こ のような意見は有意義であるといっ た意見などがあった。

#### (3) 開発費の資産計上

ASBJ側から、現行のIFRSにおけ る開発費の取扱いについて、提供さ れる情報の比較可能性や恣意性への 懸念から、開発段階での支出の資産 計上の取扱いについて、日本の関係 者の間で再検討を求める意見がある ことが紹介された。

IASB側からは、欧州における実 務の取扱いの不整合への懸念は認識 しているものの、すべてを費用処理 することが適切とも考えておらず、 現在の基準に対する支持も聞かれる といった意見などがあった。

これに対し、ASBJ側からは、日 本でも資産計上を支持する意見はあ るものの、資産計上の要否の検討に コストがかかる一方で、結果が同業 種の間であってもばらつく懸念など があるとの説明が行われた。

#### (4) のれんの非償却

ASBJ及び日本の市場関係者の間では、償却処理と非償却処理を比較考量し、定額償却に減損を組み合わせるアプローチを支持する意見が多いことが示された。

#### 4. 金融商品(減損)

IASBは、米国財務会計基準審議会 (FASB) と共同で、金融資産の減損モデルの検討を継続しており、2011年7月以降、企業の信用リスク管理システムに基づいて、減損の対象となる金融資産 (ローン)を3つのバケットに分けるアプローチの検討を行っている。今回の会議では、この減損モデルの検討に関連して、上として、次の3つの論点についてASBJ側から見解が提示され、意見交換が行われた。

- 3種類のバケット
- バケット間の移転
- バケット2又はバケット3に当初 認識される購入ローンと組成ローン

#### (1) 3種類のバケット

ASBJ側からは、金融資産の信用の質の悪化のパターンを反映するという3バケット・アプローチの原則を支持するものの、IASBとFASBのこれまでの暫定決定に対する懸念として、次の点が示された。

- ・ バケット2が残存期間の予想損 失全額を認識する場合、バケット 2とバケット3との間の移転時の 減損測定に信用の質の変化が反映 されない可能性がある。
- バケット1とバケット2で認識 される減損損失額が大きく異なってしまう可能性がある。

発生損失モデルの「too little, too late」の批判に対応するためには、バケット1とバケット2との間の移

転の閾値を下げ、バケット2で捕捉する資産を増やす必要があるが、その場合には、バケット2の信用の質はバケット1に近くなり、残存期間の予想損失全額を認識することが適切となるかどうか懸念が生じるとの説明がなされた。また、対処するための代替案として、ASBJ側から、バケット2について他のバケットとは異なる減損測定とすることなどが提示された。

さらに、ASBJ側からは、信用リスク管理が各国で異なることから生じる比較可能性の問題や消費者ローン等への3バケット・アプローチの適用に係る懸念も挙げられ、意見交換が行われた。

IASB側からは、ASBJの見解は、 直近10月にIASBとFASBとの間の会 議で得られた基本原則への回帰とい う結論に近いとされ、主に、次のよ うな意見があった。

- ・ 世界中で異なる信用リスク管理 システムが存在し、比較可能性が 乏しいことは確かであり、その上 で何をすべきか考えることが重要 で、原則ベースのトリガーの開発を 行うことを10月の会議では決定した。
- ・ バケット2には、さまざまな残存期間のローンが含まれる可能性があり、減損測定額を全残存期間としない場合、具体的にどの程度とするかが重要である。

#### (2) バケット間の移転

IASBは、3バケット・アプローチの検討において、金融資産(ローン)の現在の信用の質によってバケットの分類及び移転を行う「絶対的モデル」と、当初認識時には全ての資産をバケット1に分類し、信用の質の変化によってバケット間の移転を行う「相対的モデル」のいずれかを基

本モデルとすることが検討されている。 ASBJ側から、概念的には相対的 モデルを支持するものの、オープン ポートフォリオにおける信用の質の トラッキングに関する実務上の困難 性への懸念があることも踏まえ、日 本の金融機関の内部信用格付システムで一般的に使用されている「格付 推移マトリックス」を例示しつつ、 相対的モデルの概念的なメリットに 絶対的モデルの要素を加え、実務可 能性を考慮した次のような取扱いが

相対的モデルに基づき、全てのローンを組成時にバケット1に認識する。

提案された。

- ・ 事後に、(a)相対的に低い信用格付で組成されたローンは、組成時の内部格付から僅かでも下落すればバケット1からの移転と識別し、(b)相対的に高い信用力で組成されたローンは、組成時の内部格付からある絶対的な水準まで下落した場合にバケット1からの移転と識別する。このASBJ側の提案について、IASB側から、現在、新たに考えているものと非常に近いとの意見があ
- ・ バケット間の移転の閾値の水準の設定には、トラッキング等の運用上の懸念と、損失が適時に認識されない懸念との間のトレードオフが存在する。意味のある信用の質の悪化をとらえるための基本原則を検討する観点からは、ASBJの提案は妥当である。

り、また、次のような意見があった。

・ 実務で運用可能なモデルを検討するあまり、議論が細部に入り込みすぎてしまったが、当初認識時に全てのローンをバケット1に認識し、信用の質の変化に着目するという原則に戻るべきと考えている。

- 会計基準では概念的に正しいか どうかを考えるべきであり、より シンプルで明白な原則を開発する ことが重要である。会計基準で大 まかな原則を確立することにより、 さまざまな貸出のトラッキングの 仕組みにも対応可能となる。
- (3) バケット2又はバケット3に当初 認識される購入ローンと組成ローン

絶対的モデルに関するこれまでの IASBの暫定決定では、バケット 2 又はバケット3に当初に認識される ローンについて、組成ローンでは契 約キャッシュ・フローの不足として 予想損失が定義され初日の損失が計 上される一方、購入ローンでは購入 時の回収可能なキャッシュ・フロー の予想に基づいて利息収入が認識さ れ、初日の損失が発生しないことと なるため、仮に、信用の質が同じ水 準のローンであったとしても、差異 が生じることになる。

ASBJ側からは、組成か購入かの 選択によって、結果が異なる可能性 があることに懸念があるとの意見を 述べ、バケット2又はバケット3に 分類される組成ローンに係る予想損 失は、契約キャッシュ・フローの不 足ではなく、当初の予想キャッシュ・ フローの不足と定義すべきであると の代替案が提示され、意見交換が行 われた。

IASB側からは、バケット3に認 識される購入ローンについて、予想 キャッシュ・フローに基づく実効金 利の測定を決定した背景としてIAS 第39号の現行実務が挙げられ、また、 次のような意見があった。

• 基本的に組成ローンと購入ロー ンは(購入ローンがバケット3に 認識される場合以外は)同じ取扱 いをすべきであると考えている。

- ローンの経済性を勘案すれば、取 扱いを区別すべきではない。
- バケット間の移転の閾値をどこ に設定するか(どのような場合に 利息収入の認識を契約キャッシュ・ フローのベースから予想キャッシュ・ フローのベースに変更するか)を 決める必要がある。

#### (4) その他

上記の論点のほか、ASBJ側から、 検討している減損モデルの一般受取 債権や非金融機関が扱うローンなど への首尾一貫した適用に対する懸念 が挙げられ、見解が提示された。ま た、バケット1の測定(12か月分の 予想損失か、24か月分の予想損失か など)に対する見解なども提示され、 さらに、市場価格のある負債性証券 が償却原価で測定される場合におけ る減損モデルの適用についての意見 交換なども行われた。

#### 5. 収益認識

IASBは、FASBと共同で、収益認 識に関する新たな会計基準の開発を 行っており、2010年6月に公開草案 「顧客との契約から生じる収益」(以 下「2010年公開草案」という。)を 公表し、2011年1月以降、その提案 の再審議が行われ、6月には提案の 再公開を行うことを決定している\*。

新たな基準では、財・サービスの 移転により履行義務が充足されたと きに収益を認識し、財・サービスの 移転は、顧客への支配の移転に基づ き判断することが提案されている。 再審議の過程では、2010年公開草案 に対する懸念への対処として、履行 義務について、①一時点で充足され る場合と②一定期間にわたって充足 される場合という2つの考え方を設 けることなどが、これまでに暫定決 定されている。

今回の会議では、この履行義務の 取扱いを中心に、ASBJ側から、次 の論点について、現時点における見 解が提示され、特に、前者2つを中 心に意見交換が行われた。

- 一定の期間にわたり充足される 履行義務の要件
- 修正コストベースインプット法
- 履行義務の結果の合理的な測定
- 回収可能性の表示
- (1) 一定の期間にわたり充足される 履行義務の要件

2つの履行義務の考え方のうち、 一定の期間にわたり充足される履行 義務に関して、IASBは、再審議の 過程で、次のいずれかの要件を満た す場合、履行義務が一定期間にわたっ て充足されることを暫定的に決定し ている。

- (a) 企業の履行により、資産(例 えば、仕掛品)が創出されるか 又は増価し、かつ、資産の創出 又は増価につれて顧客がその資 産を支配する。
- (b) 企業の履行により企業にとっ て他に転用できる資産が創出さ れず、かつ、少なくとも次のい ずれかの要件に該当する。
  - (i) 企業の履行につれて、顧客 が企業の履行による便益を同 時に受け取り、消費する。
  - (ii) 他の企業が顧客に対して残 りの義務を履行するとした場 合に、当該他の企業は、企業 が現在までに完了した作業を 実質的にやり直す必要がない。
  - (iii) 企業が現在までに完了した 履行についての支払いを受け る権利を有しており、契約を 約束のとおりに履行すると見 込んでいる。

ASBJ側から、上記の要件は、公開草案に対する懸念に配慮して設定されたものと理解しているものの、このうち(b)の要件については、一定期間にわたって収益を認識することが必ずしも適当でない場合にまで、そのように収益が認識されることになるおそれがあると考えており、意図せざる結果の回避等の観点からは、「要件(criteria)」ではなく「指標(indicators)」とする方がより適切ではないかといった見解が示された。

IASB側からは、2010年公開草案に対する意見として、どの時点で支配が移転するかについてのより具体的なガイダンスが必要であるとの意見が多く、それを受け、履行義務の充足の性質に焦点を当てた提案を設ける必要があったこと、支配の概念は直接を受けるという概念は主観的な概念であり、客観的な判断のための「要件」が必要であったとが説明され、また、「指標」とする場合にはさまざまな解釈を招く可能性もあるといった意見があった。

このほか、(b)(ii)の再履行に関する要件や、(b)(iii)の「支払いを受ける権利」に関する要件について、カスタマイズされた商品の製造販売や、輸送契約などの具体的な例を用いて、どのような場合に一定期間にわたり充足される履行義務とみるべきかなどが議論された。

#### (2) 修正コストベースインプット法

ある履行義務に財とサービスがと もに含まれており、そのうち、財に ついての支配をサービスよりも相当 以前に顧客が獲得するような場合で、 インプット法を適用して収益を測定 する場合について、IASBの提案で は、一定の条件があれば、財の移転 時に売上(収益)と売上原価(コスト)を同額で認識する(すなわち、その時点で利益を認識しない)方法(修正コストベースインプット法)を用いることが暫定決定されている。

ASBJ側から、この暫定決定に関しては、サービスを提供する事後の期間にすべての利益が認識されることとなり、期間損益を歪め、利用者にとって読みづらい情報となる可能性があり懸念するとの意見が述べられ、意見交換が行われた。

#### 6. IFRSの解釈上の問題

ASBJでは、IFRSの任意適用に当たってのIFRSの解釈上及び実務上の検討課題で、日本において広範な影響を及ぼす可能性のある重要な問題について、市場関係者の意見を集約し、必要に応じ、IASBと協議を行うこととしている。

今回の会議では、2011年6月に、 IASBのディレクターとの間で意見 交換を行ったIFRSの解釈上及び実務 上の検討課題で、引き続き、直近に おいても関係者の関心の高い論点を 中心に取り上げ、6月以降の検討状 況や質問事項が提示され、意見交換 が行われた。

IASB側から提示された見解についての更なる検討のため、引き続き、意見交換を行っていくことが確認され、また、それ以外にも、IFRSの解釈上及び実務上の問題に関する今後の継続的な協力関係についての確認もなされた。

#### 7. リース

IASBは、FASBと共同で、2011年 1月以降、リースに関する公開草案 に対する再審議を行っており、2011 年7月には、貸手の会計処理に関す る新たなモデルとして、「債権・残 存資産」アプローチというアプロー チが採用され、借手の使用権モデル と同様に、単一のモデルを用いて会 計処理することが暫定決定されてい る。

今回の会議では、このリースの再審議の状況について、次の論点に関するASBJの見解や日本の関係者の懸念が紹介され、意見交換が行われた。

- ・ 貸手の会計処理
- ・ 変動リース料
- その他論点(更新オプション、 短期リース)
- ・ 借手の会計処理に関する関係者 の懸念

#### (1) 貸手の会計処理

IASBが2011年7月に暫定決定した債権・残存資産アプローチ(その後10月に一部修正)では、投資不動産のリースと短期リースの例外を除き、貸手は、リース開始時に原資産の認識を中止し、リース債権と残存資産を認識し、リース債権の現在価値と帳簿価額との差額を初日の利益として認識することになる。

ASBJ側から、このアプローチには以下のような多くの懸念があることを伝え、慎重な検討を望むとの意見が述べられた。

- ・ 利益認識に際しては、認識した 利益が後で取り消されない程度の 確実性が必要であると考えており、 原資産のリスクと経済価値が移転 していないような取引まで常に初 日利益の計上を認めることになる アプローチは適当ではない。
- 有形固定資産のような非金融資産について金融資産と同様に部分的な認識中止を行うことは、十分なコンセンサスが得られているとは考えられず、リースのプロジェクト内で整合した処理となったと

しても、会計基準全体の観点から は不整合なものとなる可能性があ

IASB側からは、貸手の単一モデ ルは、市場関係者から寄せられた複 合モデルの提案に対する懸念(借手 の単一モデルと不整合とする懸念) を考慮し、整合性の確保を第一に考 えた結果であることなどの説明があっ た。また、債権・残存資産アプロー チは、リース契約の締結による貸手 の権利(リース債権)とリースの終 了時に資産を受け取る権利(残存資 産) に焦点を当て、貸手がさらされ ているリスク(信用リスク及び資産 リスク)が、現行の基準より明瞭に 理解できるようになると考えている との意見があった。

ASBJ側からは上記の懸念に加え、 投資不動産のリースを債権・残存資 産アプローチの範囲から除外する取 扱いについて、実務的な観点から多 くの問題に対処できることは理解で き、定額損益のパターンも適当と考 えているが、そのような会計処理が 適切となる取引は、不動産に限らず 存在し得るため、リース取引の性質 に応じてどのような収益認識が適当 かどうかを議論すべきであるとの意 見が示された。また、貸手のこうし たアプローチと収益認識プロジェク トにおける提案との間の不整合に関 する懸念も示された。

#### (2) 変動リース料

変動リース料に関して、IASBは、 2011年4月に、借手の業績や使用量 に基づく変動リース料については、 実質的に固定のリース料の場合でな ければ、リース資産・負債に含めな いことを暫定決定している。

ASBJ側から、この暫定決定の基 礎を、次のいずれと考えているかと

の確認が行われた。

- (a) リース契約時点で変動リース料 に係る債務は存在せず、認識され ない(認識の問題)
- (b) リース契約締結時点で変動リー ス料に係る債務は存在し、認識す るが、測定の不確実性(信頼性を もった見積りの困難性)から計上 されない(測定の問題)

IASB側からは、(a)を支持する理 事も(b)を支持する理事もいるとの説 明がなされ、収益認識プロジェクト でも変動対価に関して同じ議論があ り、債権や債務がないとの明示は避 けることになったとの説明があった。 また、この問題はリースや収益に限 られた問題でなく、排出権取引や料 金規制活動などさまざまな分野の基 準開発に影響する可能性があるので、 慎重に対処しているとの意見もあっ た。

#### (3) その他の論点

以下の論点について、IASBの直 近の暫定決定に対するASBJ側の見 解を提示し、意見交換を実施した。

- 更新オプション
- 短期リース

リース期間の見積りに際しての更 新オプションの取扱いについては、 行使の「重要な経済的インセンティ ブ」の有無によりリース期間を決定 するとする暫定決定に対し、ASBJ 側から、「重要な経済的インセンティ ブ」と現行のIAS第17号で用いられ ている「合理的に確実」という概念 との差異が不明確であるなどの意見 を述べ、IASB側からは、審議会の メンバーの間でも見解が分かれる点 であり、明確化が必要であると認識 しているとの説明があった。

短期リースについては、暫定決定 している定義に関して、あらゆる更 新オプションを含めるとしている点 について、ASBJ側から、リース期 間の定義で、重要な経済的インセン ティブの考え方を用いていることと 不整合であるとの見解が示され、意 見交換が行われた。

## (4) 借手の会計処理に関する関係者 の懸念

借手の会計処理について、IASB では、関係者から寄せられた懸念に 応えるべく、再審議の過程で、定額 の損益認識パターンとなるリースの 種類を設けることが検討されていた。 2011年4月には、ファイナンス・リー スとファイナンス・リース以外のリー スの2種類の区分を設け、ファイナ ンス・リース以外のリースは定額の 損益認識パターンとすることを暫定 決定していたが、具体的な会計処理 に対する懸念から、5月にその決定 を取り消し、2010年公開草案の提案 どおり、単一の使用権モデルに基づ くリースのみとすることが暫定決定 されている。

ASBJ側からは、IASBの2011年4 月から5月にかけての審議と決定内 容の変更への関係者の懸念を伝える とともに、4月に暫定決定されたよ うな定額の損益認識パターンに関す るニーズは依然存在するとの意見を 述べ、借手の会計処理に関する今後 の再検討の可能性について意見交換 を行った。IASB側からは、まだ具 体的な議論はしていないが、10月の IASBとFASBとの間の会議では、数 名から借手の会計処理の決定の見直 しを求める意見があったとの説明が あった。

ASBJ側からは、このプロジェク トの主たる目的は、オペレーティン グ・リースのオンバランスにあった はずであり、単一モデルとするとい

うことが必ずしも目的ではなく、慎 重な検討を望むとの意見が伝えられ た。

#### 8. 投資企業

IASBは、2011年8月、IFRS第10号 「連結財務諸表」(2011年5月公表) の会計処理の例外的な取扱いを提案 する公開草案「投資企業」を公表し、 一定の要件を満たす企業を投資企業 と定義し、当該投資企業の保有する 投資については、その投資先を支配 している場合であっても、連結する ことなく、公正価値で測定すること を要求することが提案されている。 今回の会議では、この公開草案の提 案に関連した次の論点について、 ASBJ側から現時点の暫定的な見解 が提示され、意見交換が行われた。

- 支配している投資を公正価値で 測定すべき場合
- 投資企業の適格要件
- 投資企業でない親会社の会計処理

## (1) 支配している投資を公正価値で 測定すべき場合

ASBJ側から、公開草案の提案に ついては、支配している場合でも公 正価値で測定すべき状況があり得る という点は支持するものの、提案内 容はルールベースであり、どのよう な場合に公正価値で測定することが 連結する場合よりもより適切となる かどうかが必ずしも明確ではなく、 原則的な考え方を明らかにし、それ に即した要件を定める必要があると の意見を述べ、考え方の具体的な例 が提示された。

IASB側からは、原則があればよ り良いとは考えているものの、今回 の提案はIFRS第10号の例外であり、 特殊な企業を想定した提案であると 考えており、原則を設けることは難 しく、また、原則を設けることで、

その例外の範囲が広がることも懸念 しているといった意見があった。

#### (2) 投資企業の適格要件

IASBの公開草案では、投資企業 の適格要件として、①投資活動、② 事業目的、③単位所有、④資金のプー ル、⑤公正価値管理、⑥開示という 6つの要件が示されている。ASBJ 側からは、これらの要件について、 原則的な考え方を明らかにした上で、 その要否や明確化の必要性を検討す べきと提案し、また、特に、②事業 目的に含まれる投資の処分に関する 「出口戦略」の存在の重要性につい て指摘した。

IASB側からは、投資の処分時期に 関して、どの程度が適当と考えてい るのかといった質問があり、ASBJ 側からは、処分の意図のみで十分で あるか懸念していることなどが伝え られ議論が行われた。また、公正価 値管理の水準をどの程度で考えるか などについても重要な要素であると 伝え、意見交換が行われた。

#### (3) 投資企業でない親会社の会計処理

IASBの公開草案では、投資企業 レベルでの公正価値測定による会計 処理について、濫用の可能性などへ の懸念から、その投資企業の親会社 (自らが投資企業でない場合)への 引継ぎを認めないことを提案してい る。この点について、ASBJ側から、 原則的な考え方を明らかにした上で 適切に定められた投資企業が有する 投資の公正価値であれば、親会社の 投資家にとっても有用であると考え られ、一律に、投資企業の会計処理 の引継ぎを認めないことは適当でな いとの見解が提示された。

IASB側からは、親会社に引継ぎを 認めた場合に、SPEを用いることなど によって取引を簡単に仕組むことが

可能になるのではないかといった懸 念があるとの意見があった。また、 これについてはFASBが異なる提案 をしていることも認識しているが、 米国における規制環境が必ずしもグ ローバルに当てはまるとは限らない ため、関係者からのフィードバック を十分吟味し、再審議を行っていき たいとの意見があった。

#### IV 次回の予定

次回の共同会議は、2012年4月に 東京で開催する予定である。

#### 〈注〉

- 1 IASBの作業計画については、 IASBのウェブサイトを参照。
  - (http://www.ifrs.org/Current+P rojects/IASB+Projects/IASB+Wor k+Plan.htm)
- 2 この後、2011年11月15日のIASB 会議において、IFRS第9号の限定 的な改善の実施を検討することが 暫定決定されている。
- 3 これらの詳細は、この会議の後、 2011年11月30日付けでASBJから IASBに提出したコメントレター を参照。

(https://www.asb.or.jp/asb/asb\_ j/international\_issue/comments/20 111130.pdf)

4 その後、IASBは、2011年11月14 日に収益認識に関する再公開草案 「顧客との契約から生じる収益」 を公表している。



教材コード J020649 cpe 研修コード 210301 履修単位 1 単位